

# 今後の健康診断の在り方に関する調査研究

平成23年度予算額 19,176千円  
平成24年度予算額 1,574千円

## 現在の学校における健康診断

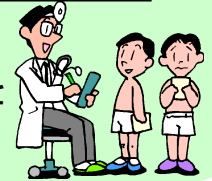
学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。(学校保健安全法第13条)



児童生徒等の健康診断における検査の項目(学校保健安全法施行規則第6条第1項)

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1 身長、体重及び座高        | 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無 |
| 2 栄養状態             | 8 結核の有無           |
| 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 | 9 心臓の疾病及び異常の有無    |
| 4 視力及び聴力           | 10 尿              |
| 5 眼の疾病及び異常の有無      | 11 寄生虫卵の有無        |
| 6 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 | 12 その他の疾病及び異常の有無  |

学校においては、児童生徒等の健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。(学校保健安全法第14条)



近年の児童生徒等の健康状態等を踏まえて、検討を行う必要がある。(前回の大幅改正は平成6年)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

23年度

**調査の実施** (日本学校保健会に委託)

→健康診断実施状況、事後措置、予算等の実態調査



24年度～

**協力者会議の設置** (構成員:教職員、学校医、学校歯科医、教育委員会、他省庁関係部局等)

調査結果を踏まえ、健康診断の項目、実施体制、事後措置の在り方について検討を行う  
(関係者ヒアリングの実施や分科会の設置も想定)

近年の学校における健康診断の実施体制の実態を検証するとともに、今後の在り方等について検討